

吹田市福祉総務室
価格高騰緊急支援給付金担当
大阪府吹田市泉町1丁目3-40 吹田市役所

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金のご案内

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担が増加する中、生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に1世帯当たり5万円を支給します。

支給対象と思われる方に確認書をお送りしていますので、下記の支給対象者①「令和4年9月30日において、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯」に該当するようでしたら、右の「支給要件確認書」をご返送ください。

給付金名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金
支給対象者	以下のいずれかにあてはまる世帯の世帯主。 ①令和4年9月30日において、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ※1 生活保護を受けている世帯を含みます。 ※2 住民税が課税されている人の扶養親族のみからなる世帯を除きます。 ②令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、「住民税均等割非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯) ※①、②の両方に該当しても、支給はどちらか一方です。
支給額	1世帯につき 5万円(支給は1回限り)

■手続き方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則、郵送で受け付けます。同封の返信用封筒で返送してください。窓口での受け付けは、市役所福祉総務室価格高騰緊急支援給付金担当(高層棟5階100番窓口)で受け付けます。市役所出張所では受け付けできませんので、ご注意ください。

受付期限	令和5年(2023年)1月31日(火)(消印日)
------	--------------------------

■支給時期

支給要件確認書の内容が確認でき次第、1か月半程度で支給します。(振込通知書を送付します。)

■問い合わせ

記入方法で不明な点がございましたら、下記のコールセンター(9:00~17:30 土・日・祝日を除く)へご連絡ください。お問い合わせ番号を伝えていただくと、より円滑にご案内できます。

お問い合わせ番号	コールセンター	0570-006-180
----------	---------	--------------

電力・ガス・食料品等価格高騰
緊急支援給付金支給要件確認書

お問い合わせ番号

吹田市長

価格高騰緊急支援給付金について、支給対象者に該当すると思われるため、以下のとおりお知らせします。

1. 支給情報

支給対象者	
支給額	50,000円

2. 受取口座

令和2年度の特別定額給付金または住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金と同じ金融機関口座(本人確認書類及び口座確認書類の添付は不要です。)

金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義

※口座番号については、個人情報保護のため、下3桁のみ表示しています。
※金融機関の統廃合等により、上記の口座情報がお手元の通帳に記載されているものと異なる場合があります。現在の金融機関名・支店名にてご確認ください。

印字されている口座以外に振込みを希望する方や、口座情報の印字がない方は、下記の口座記載欄に記入してください。

金融機関名	銀行 金庫 信組 農協	支店名	本店 支店 出張所	種別	口座番号 (右詰でお書きください)			口座名義 (申請者または支給対象者)
								フリガナ
金融機関コード		支店コード		普通 当座 貯蓄				

3. 世帯状況

- ①世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
- ②世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

上記内容に相違ありません。※確認内容について個別に調査する場合があります。また、確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

受給者記入欄	氏名 (世帯主)	確認日	令和 年 月 日
		連絡先(電話/FAX)	

4. 代理手続・受給を行う場合のみご記入ください

※口座名義が世帯主と異なる場合は、以下もご記入ください。

代理人 (フリガナ)	代理人の氏名		代理人住所 および 連絡先	
			電話/FAX	()
世帯主(受給者)との関係		代理人生年月日	上記の者を代理人と認め、価格高騰緊急支援給付金の手続・受給を委任します。※	
1. 同一世帯 2. 法定代理人	3. その他 ()	和暦 年 月 日	世帯主 氏名	署名(又は記名押印) (印)

※法定代理人の場合は記入不要です。

■ 金融機関の口座がない等のやむを得ない事情がある場合は、口座への振込み以外の方法で給付を行いますので、その場合は下の□の欄に✓を入れて、この用紙を返送してください。

※振込みに比べ、支給の時期が遅くなります。詳しい受取方法は、別途、文書でご連絡します。

口座振込以外の方法での受給を希望します。

必要書類 (確認欄(☑)としてご活用ください。)

次の書類をこの支給要件確認書とともに返信用封筒に同封してください。

■印字されている受取口座に振り込む方

添付書類は必要ありません。

■受取口座を記入した方

世帯主(支給対象者)の本人確認書類(※)の写し

受取口座の通帳(見開き部分)やキャッシュカードの写し
(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(フリガナ)などが確認できるもの)

■代理手続・受給をする方

世帯主(支給対象者)の本人確認書類(※)の写し

代理人の本人確認書類(※)の写し

(法定代理人の場合のみ)登記事項証明書等の写し

(※)本人確認書類の例

- ・ 運転免許証
- ・ パスポート
- ・ マイナンバーカード
- ・ 特別永住者証明書
- ・ 在留カード
- ・ 各種保険証
(国民健康保険、社会保険、介護保険、後期高齢者医療保険、共済組合証)
- ・ 年金手帳
など

【注意】

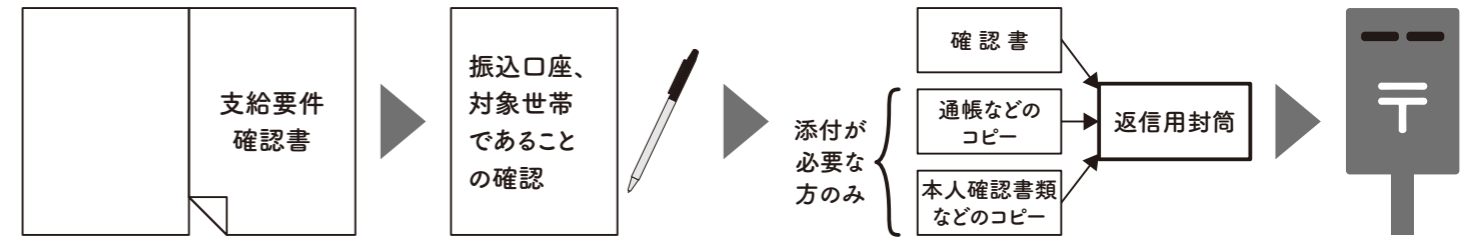
- マイナンバーが記載されている証明書は、マイナンバー部分をコピーしないでください。
- 手続に関係のないものが添付されていた場合、処分(破棄)することがあります。

「支給要件確認書」の作成・提出方法

① 支給要件確認書を切り離してください。

② 内容を確認、必要に応じて修正してください。

③ 支給要件確認書を三つ折りにして返信用封筒に入れてポストに投函してください。
添付書類が必要な方は入れ忘れにご注意ください。



※ボールペンでご記入ください。

書き損じた場合は、間違えた部分に二重線を引き、空いているスペースに正しく記入してください。

↑
キ
リ
ト
リ
線
↓

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

価格高騰緊急支援給付金のコールセンター

0570-006-180 (9:00~17:30 土・日・祝日を除く)

-
- Q1** 「支給要件確認書」の書き方が分かりません。市役所に行って教えてもらうことはできますか。
- A1 窓口での受け付けは、価格高騰緊急支援給付金担当(高層棟5階100番窓口)で受け付けます。市が設置している上記のコールセンターにお問い合わせいただいてもお答えいたします。
- Q2** 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を既に受給していますが、今回の給付金も受け取れますか。
- A2 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(10万円)を受け取った世帯についても、今回の5万円の給付金を受け取ることが可能です。
- Q3** 生活保護受給世帯は、給付金の対象となりますか。
- A3 生活保護世帯の方も支給対象となります。なお、生活保護制度の被保護者の収入認定に当たっては、本給付金は収入として認定されません。
- Q4** 外国人は給付対象者ですか。
- A4 令和4年9月30日において吹田市の住民基本台帳に記録されている外国人であって、支給要件を満たす方は、給付対象者となります。

！ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください！

- 市町村や国(の職員)などがATM(銀行・コンビニ等の現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や国(の職員)などが、「価格高騰緊急支援給付金」を支給するために手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、迷わず市役所や吹田警察署(TEL 06-6385-1234)または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。